

## 第2次北海道男女平等参画基本計画平成26年度重点事項

### 1 重点事項の趣旨

第2次北海道男女平等参画基本計画を着実に推進するために、男女平等参画に関連する施策のうち、翌年度において重点的に取り組むべき事項について、毎年度、北海道男女平等参画審議会の意見を踏まえながら、北海道男女平等参画推進本部で協議の上、決定することとしている。

これにより、翌年度に関係部局が行う関連施策について、社会情勢や緊急度を勘案し、男女平等参画行政全体の中での位置づけを明らかにし、基本計画の着実な推進を図るものである。

### 2 平成26年度重点事項の選定

第2次北海道男女平等参画基本計画の平成25年度の推進状況、北海道男女平等参画審議会の意見などを踏まえ、第2次北海道男女平等参画基本計画の体系の13項目の「基本方向」、それにつながる40項目の「施策の方向」の中から、特に重要度や緊急性の高い課題として、7項目の「基本方向」、11項目の「施策の方向」を選定し、重点事項とする。

### 3 平成26年度重点事項の内容及び選定理由

#### 目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

①	【基本方向1】 男女平等参画の啓発の推進
	【施策の方向(1)】 広報・啓発活動の充実 【施策の方向(5)】 国際交流・国際理解・国際協力の推進
内容	<p>だれもが男女平等参画の理念や社会的性別の視点についての正しい理解、男女平等参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるよう、きめ細かい広報・啓発活動を行う。</p> <p>また、男女平等参画が国際的な取組であることを踏まえ、国際交流・国際理解・国際協力の促進に努めるとともに、海外の男女平等参画に関する情報の収集・提供に努める。</p>
選定理由	<p>内閣府調査でも示されているように、長い歴史の中で形成されてきた性別による固定的役割分担意識は依然として残っており、男性、女性それぞれが主体的に生きるための多様な選択や能力を発揮していく上での妨げになっていることから、多くの人に「男女平等参画」をわかりやすく伝えていくことが重要である。</p> <p>特に、男性は「男女平等参画」への関心が低い傾向にあることから、男性に対して、男女平等参画社会の意義と責任、地域社会、家庭生活等への参画について啓発を進める必要がある。</p> <p>また、男女平等参画の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有していることから、海外の先進的な取組内容等を参考にして、取り組むことが大切である</p>

②	<b>【基本方向2】 男女平等の視点に立った教育の推進</b>	
	<b>【施策の方向(1)】 家庭における男女平等教育の推進</b> <b>【施策の方向(2)】 学校における男女平等教育の推進</b>	
内容	<p>家庭内において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重の重要性について啓発を進めるとともに、家事、育児、介護は男女が平等に共同して担っていくという意識の醸成を図る。</p> <p>また、学校において、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図り、教育活動全体を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する教育を進める。</p>	
選定理由	<p>家庭は、親の意識や生活態度などが子どもに大きな影響を与える場であり、学校や社会における男女平等参画に関する取組の効果を高めるためにも、親自身の理解を一層深め、男女平等に基づいた家庭文化を子どもたちに伝えていく必要がある。</p> <p>また、小・中学校・高校での人格形成に大きく影響を及ぼす時期に段階的な教育を行い、性別にとらわれずに一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう男女がともに協力し、社会や生活を支えていく心を育むことが必要である。</p>	

目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

③	<b>【基本方向1】 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b>	
	<b>【施策の方向(2)】 役職等への女性の登用の促進</b>	
内容	<p>男女平等参画社会の実現に向け、企業や各種団体等において役職等への女性登用の促進が図られるよう関係機関等への理解と協力を働きかけるなどして、政策・方針決定過程への女性参画の拡大に努める。</p>	
選定理由	<p>女性のライフスタイルや意識・価値観の変化に伴い、これまで就業することの少なかった専門職や技術職など様々な分野に進出する女性が増えてきているが、企業、各種団体等の管理的業務における女性の割合は依然として低い状況にある。</p> <p>雇用の分野において、より多くの女性が男性と均等な機会の下で、一層活躍できる状況を実現するためには、行政をはじめ、企業や各種団体等における方針等の決定の場に女性が参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要である。</p>	

④	【基本方向2】 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援
	【施策の方向(2)】 仕事と生活の調和に関する意識啓発 【施策の方向(3)】 育児、介護の支援体制の充実
	<p>内容</p> <p>仕事と育児、介護等家庭生活との両立について意識啓発を進めるとともに、仕事と家庭の両立のための制度の定着促進や働き方・固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を進める。</p> <p>また、男性と女性がともに、仕事と育児・介護の両立ができるよう、様々な家庭の事情や多様な就業形態に対応した、育児・介護を支援する環境の整備に努める。</p>
<p>選定理由</p> <p>育児・介護休業制度があっても、男性は取得しづらく、長時間労働が多い現状にある中、仕事と生活の調和を実現するためには、職場中心の生活を改め、職業生活と家庭生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換が大切である。</p> <p>また、女性の就業意欲は高まっているものの、多様な保育サービスや介護支援を受けられる現状にないことから、男性も女性も仕事を続けながら、育児、介護の両立ができる環境の整備が必要である。</p>	

⑤	【基本方向3】 就労等の場における男女平等の確保
	【施策の方向(4)】 多様な働き方への支援 【施策の方向(5)】 パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備
	<p>内容</p> <p>復職・再就業を希望する男女を支援するため、関係機関と連携して、情報提供や関係する制度の周知徹底に努めるとともに、在宅就業など新たな就業機会の拡大に向けた取組を進める。</p> <p>また、パートタイム労働者や派遣労働者等と正規労働者との均衡のとれた待遇の確保のため、企業等に対し、理解と協力を求める。</p>
<p>選定理由</p> <p>結婚や出産などで職場を退職した女性の再就職活動は困難な状況にある場合が多いため、結婚等で仕事を中断した女性の再チャレンジ(再就職、企業等)の支援が必要である。</p> <p>また、パートタイム労働者や派遣労働者等の処遇が、その働き方に見合っていない場合もあるため、労働条件の整備について企業の理解を促進する啓発活動が必要である。</p>	

⑥	<b>【基本方向5】 地域社会における男女平等参画の促進</b>	
	<b>【施策の方向(3)】 地域リーダーの養成</b>	
	内容	P T A、自治会、その他各種団体等の地域活動における男女平等参画を促進するとともに、女性が地域活動でリーダーとして活躍することができるよう、研修機会の充実を図る。
選定理由	P T A会長や自治会長など地域活動のリーダーにおける女性の割合が依然として低い状況にある地域社会において、男女平等参画を促進するためには、地域における様々な活動に男女が共に参画するとともに、女性がリーダーとして、地域活動の政策・方針決定過程に参画していくことが重要である。	

⑦	<b>【基本方向6】 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 (女性へのあらゆる暴力の根絶)</b>	
	<b>【施策の方向(1)】 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実</b>	
	内容	男女の人権の尊重、性の尊重についての理念の浸透を進めるとともに男女平等参画を阻害する暴力、特に女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、法制度に基づいた厳正かつ適切な対処や「第3次北海道配偶者暴力防止基本計画(仮称)」に沿って、被害防止・被害者支援に努める。
選定理由	D Vという言葉は、道民にかなり浸透してきたが、被害者の数が減ることがなく、関係機関への相談件数が増えている状況にある。「第3次北海道配偶者防止基本計画(仮称)」の策定により、配偶者からの暴力根絶、被害者支援の一層の充実に向け、引き続き重点的に取り組む必要がある。 また、女性へのあらゆる暴力を根絶するためにも、若年層において性に関する正しい知識の浸透やD Vに関する予防教育を行うことが重要である。	